

墨田区木造住宅耐震改修促進助成条例の一部を改正する条例（案）概要

1 改正の理由

木造住宅の耐震化のための支援策として、木造住宅無料耐震相談・耐震診断助成事業・耐震改修助成事業を行っているが、平成27年度末の推計値で、南部地域の住宅耐震化率が92.0%であるのに対し、北部地域は85.3%である。墨田区耐震改修促進計画においては、平成32年度までに住宅耐震化率95%を目標としている。

墨田区木造住宅耐震改修促進助成条例（以下「条例」という。）では、災害時に重大な被害が発生し、多数の人的被害の出ることが懸念される地域を「緊急対応地区」に指定し、当該緊急対応地区内に建築物が存することを要件に、耐震改修工事の助成を行っている。

現行の条例では北部地域の一部が当該緊急対応地区に指定されていないので、北部地域の耐震化の促進を図るため緊急対応地区を拡大する。

2 改正内容

現行の緊急対応地区に加え、北部地域の全域を緊急対応地区に指定する。

3 施行期日

平成29年1月1日から施行し、同日以後に交付申請があった助成金について適用する。

4 現行の緊急対応地区と追加する緊急対応地区

